

令和7年度さいたま市立ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部  
入学選考における欠員補充について

令和7年1月29日  
さいたま市立ひまわり特別支援学校

下記のとおり欠員補充を行います。

記

1 学校名 さいたま市立ひまわり特別支援学校

2 部門・募集人員 知的障害教育部門高等部 1名

3 学校教育目標及び求める生徒像

(1) 学校教育目標「かがやく子 ～今も未来も～」

○明るい子 ○元気な子 ○学ぶ子

(2) 目指す学校像

子ども一人ひとりの可能性を伸ばし、自立と社会参加を目指した力を育む学校

(3) 知的障害教育部門高等部の生徒の目指す姿

- ・挨拶を進んで行き、良好な人間関係をつくり、協力・協働できる生徒
- ・ルールを守り、規則正しい生活を送り、社会で生活する力を高める生徒
- ・将来について考え、健康を増進し、働く力を高める生徒
- ・主体的に取り組み、自ら考え判断し、自律的に行動する生徒

4 出願資格

出願資格は、次の(1)のいずれかの条件を満たし、かつ、(2)～(5)に該当するものとする。ただし、特別支援学校高等部、高等学校、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願できない。

(1) 次のいずれかの条件を満たす者

ア 令和7年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

(2) 保護者とともにさいたま市内に居住している者

(3) 知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度である者

【知的障害者】

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

(4) 自宅から本校まで徒歩または公共の交通機関による自力通学が可能なる者

(5) 保護者、本人ともに本校の教育方針、教育目標に賛同し協力できる者

(6) 市外に居住する者で、本市への転居等の事情により本校知的障害教育部門高等部への入学を希望する者は、出願前に志願先の校長と相談すること。志願先の校長は、速やかに市教育委員会と協議を行うこと。

5 通学区域 さいたま市内全域

6 入学願書等請求

(1) 期間

令和7年1月29日(水) 午後2時から午後4時30分

1月30日(木) 午前9時から正午及び午後1時から午後4時30分

1月31日(金) 午前9時から正午

(2) 受付場所

さいたま市立ひまわり特別支援学校 事務室

(3) その他

- ・入学願書等の受け取りにつきましては、直接ひまわり特別支援学校までお越しください。  
(できるだけ生徒・保護者でお越しください。)
- ・入学願書等については、事前相談を行い、出願資格を満たしている方にお渡しいたします。
- ・知的障害者であることの確認を行うため、療育手帳をご持参ください。  
(療育手帳がない場合は、知的障害者である旨の医師の診断書の写し)  
※ご不明な点は、お電話でお問い合わせください。  
【ひまわり特別支援学校 TEL:048-622-5631】

7 入学願書受付

(1) 期間

令和7年1月30日(木) 午前9時から正午及び午後1時から午後4時30分

1月31日(金) 午前9時から正午及び午後1時から午後4時30分

8 入学選考

(1) 入学選考日

令和7年2月3日(月)

(2) 選考場所

さいたま市立ひまわり特別支援学校

(3) 選考方法

面接、検査及び出身中学校長等の作成した調査書に基づいて総合的に選考を行う。

9 入学許可候補者発表日

令和7年2月5日(水) 午前9時

※本校ホームページ(URLは別に定める)にて受検番号を掲載する。

※電話による問い合わせには応じない。

10 その他

- ・急病や事故など、やむを得ない事情により受検できなくなった場合は、すみやかに出身中学校等へ連絡し、校長からの指示を受けること。なお、欠員補充に係る追検査については、行わない。